

令和4年1月28日

新入学児童保護者 様

小田原市教育委員会
学 校 安 全 課 長
小田原市立富水学校長

学校給食における牛乳飲用中止の取扱いについて（お知らせ）

学校給食については日ごろより格別のご理解をいただき感謝申し上げます。

本市学校給食では、食物アレルギー以外の理由で牛乳を飲むことが難しい児童生徒の学校給食費につきまして、徴収額を以下のとおりとしております。

つきましては、食物アレルギー以外で牛乳を飲むことが難しい児童・生徒の保護者の方は、申請書を学校に提出いただきますようお願いいたします。

なお、申請書の提出は毎年度必要です。

- 趣 旨 「乳アレルギー」ではないが、牛乳を飲むと腹痛等を発症すること（乳糖不耐症）により、牛乳を飲むできない児童生徒の給食費についても「乳アレルギー」と同様に、別額を定め徴収します。（牛乳代金を差し引きます。）
- 対象者 乳アレルギーではないが、牛乳の飲用で腹痛等を発症する等の理由がある児童生徒
- 手続き 学校に申し出を行い、「乳糖不耐症等による牛乳飲用中止申請書」を提出してください。なお、乳アレルギーについては従来どおり医療機関による証明を学校に提出してください。乳糖不耐症については診断書の提出は求めませんが、担任に連絡のうえ、新規児童生徒は学校で必ず面談を受けて下さい。

提出期限 **3月10日まで**

- 提出先 **各学校**

- 適用後の給食費

月額給食費から牛乳代金相当額を差し引きます。

- その他 **申請書の提出は、毎年度必要です。（昨年度申請した方も提出が必要です。）**
牛乳の好き嫌い等への理由により申請されることがないようにお願いいたします。また、**ご家庭において学校では牛乳を飲用しないようご指導**いただくとともに、

栄養素が不足しないようご配慮いただきますようご協力をお願いいたします。

（ お問い合わせ先 : 学校安全課 給食係 TEL 33-1693 ）

新入学児童保護者説明会中止に伴い、**該当者は2月中に学校まで連絡をお願いいたします。**

お問い合わせ先：富水小学校 担当 吉田 TEL 36-3291